

障がい者の人権について

すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人ひとりの命の重さは、障がいのあるなしによって、変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会（共生社会）の実現に向けて私たちにできることは何か、一緒に考えてみましょう。

ワーク 1

次のクイズに答えながら、障がい者の人権についてのキーワードを確認しましょう。

(1)「障害者差別解消法」は何年に施行されたでしょうか？

- ① 2006年 ② 2013年 ③ 2016年

(2)「ユニバーサルデザイン」とは何を意味するでしょうか？

- ① 障がい者専用のデザイン ② すべての人が利用しやすいデザイン
③ 国際的に標準化されたデザイン

(3)障がい者が社会に参加するための支援を表す用語は次のうちどれでしょうか？

- ① サポートサービス ② 合理的配慮 ③ 特別措置

ワーク 2

「合理的配慮」、「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」について調べ、次の表を埋めながら比較して違いを考えてみましょう。

	合理的配慮	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
言葉の意味			
目的 (なんのため)			
対象者 (誰のため)			
具体例			

ワーク 3

それぞれのイラストを見て、身近な生活の中でどんな人がどんなことに困っているのか考えてみましょう。

①



②



③



④



「知っていますか？街の中のバリアフリーと『心のバリアフリー』」政府広報オンラインより引用

(1) 障がいのある人は、街の中でどんなことにバリア（障壁）を感じているのでしょうか。上のイラストの人（①～④）は、それぞれどんなことに困っているのだと思いますか？

①	②
③	④

(2) (1) の①～④から番号を1つ選び、このような障がいのある人たちが生活しやすくなるためにどんな環境整備や取組があればよいか考えてみましょう。

選んだ番号 []

ワーク4

(1)学校や地域など、身近な生活の中から1つ事例を挙げて、「どんな人が」「どのように困っているのか」を考え、具体的な改善案を提案してみましょう。

(例) 現 状:校内に階段が多く、バリアフリーでない。足の不自由な人が困っている。
提 案:「学校の階段に手すりの設置」
改善内容:手すりの設置やエレベーターの設置など、足の不自由な生徒や教職員も安心して移動できるように改善する。

現状:

提案:

改善内容:

(2)班で意見を共有しましょう。

ワーク5

今日の活動で学んだことや感じたこと、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会(共生社会)の実現に向けて私たちができることを考えて書きましょう。

1 ねらい

共生社会（障がいのある人となない人が具体的に接し関わりあう中で、すべての人の尊厳が守られる社会）の実現に向け、異なる能力や背景のある人々が共に活動できるような環境の重要性を理解し、身近で具体的な事例について調べ、自らの考えや意見をもとに改善策を立案することで実践的な学びとすることをねらいとしている。また、人権尊重の視点をもって、日ごろ見えづらい"困っている人"について学び、合理的配慮への理解を深めるとともに、それらを個人の問題ではなく、環境をつくる社会の問題であるとして、当事者意識をもって社会課題に取り組むことができるようにしたい。

2 進め方

展開例（50分 3～4人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1（10分） ①クイズに回答する。 ②答え合わせをし、説明を聞く。	・1問ずつ解説し、障がい者の人権についてのキーワードを説明し、具体的な例を挙げて理解を促す。
2 ワーク2（15分） 3つのキーワードについて調べ、比較して違いを理解する。	・生徒の調べた内容などを取り上げて、具体例を説明する。また、1つの事例にも様々なアプローチで配慮ができることも伝えられるとよい。
3 ワーク3（10分） ①イラストを見て、街の中で“困っている人”について考える。 ②具体的な改善策を考える。	・「困っている人に原因がある」という考え方から、「困ってしまう人がいる環境に原因がある」という考え方へのシフトを促す。原因となる環境の改善がすべての人の尊厳が守られる社会の実現につながることを伝える。
4 ワーク4（10分） ①身近な事例を1つ取りあげ、どのように改善できるのか、具体的な提案をする。 ②班で意見を共有する。	・意見が偏らないように言葉がけをするなど、工夫する。
5 ワーク5（5分） 振り返り、まとめを書く。	

3 解説

ワーク1について

(1) 解答 ③ 2016年

障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的として、2016年(平成28年)4月に施行された。これにより、社会全体で障がい者の権利を守る動きが強化された。また、2021年に障害者差別解消法が改正され、「事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化」された(2024年4月施行)。

(2) 解答 ② すべての人が利用しやすいデザイン

ユニバーサルデザイン(UD)とは、障がいの有無に関わらず、すべての人が使いやすい製品や環境

をデザインすることを指す。

具体例) エレベーターのボタンの高さ、ドアの開閉のしやすさ、UDフォントなど

■「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の違い

両者の最も大きな違いは、対象者のとらえ方である。「バリアフリー」は、特定の人々のために障壁を取り除く取組だが、「ユニバーサルデザイン」は、初めからすべての人が利用しやすいデザインをめざす考え方である。「バリアフリー」は、既存の環境や仕組みに改善を加えることが多いのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から誰でも使えるように設計することをめざしている。

(3) 解答 ② 合理的配慮

合理的配慮とは、障がい者が他の人と同じように生活し、社会に参加できるようにするための特別なサポートや調整のことである。例えば、視覚障がい者のために点字の案内を設置することなどが該当する。

ワーク2について

【解答例】	合理的配慮	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
言葉の意味	障がいのある人が他の人と同等に社会参加できるよう、必要な調整や変更を行うこと。	高齢者や障がい者が利用しやすいように、物理的・社会的な障壁を取り除くこと。	すべての人が利用しやすいよう、最初から製品や環境をデザインすること。
目的 (なんのため)	個々のニーズに応じた柔軟な対応を行い、平等な機会を提供すること。	社会のあらゆる場所から障害を取り除き、誰もが利用しやすくすること。	年齢、性別、能力に関係なく、誰もが利用できるデザインを提供すること。
対象者 (誰のため)	障がいのある人	主に高齢者、障がい者	すべての人（障がい者や高齢者も含む）
具体例	筆談、読み上げ、手話などによる説明。特別な試験時間の延長など。	段差のない建物の入り口、スロープの設置、エレベーターの設置など。	自動ドア、多言語対応の案内板、握りやすいドアノブなど。

※ 内閣府の「合理的配慮サーチ(合理的配慮等具体例データ集)」を参考にしてもよい。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/how_to_search.html

ワーク3について

(1) 解答例

①車いすの人がエレベーターの高く届かない位置のボタンを押そうとして困っている。

物理的なバリア: 公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。(例) 路上の放置自転車、狭い通路、建物までの段差

②盲導犬連れの人が入店を拒否され、困っている。

制度的なバリア: 社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。(例) 学校の入試、就職や資格試験などで、障がいがあることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど

③聴覚に障がいがある方が、列車内のアナウンスに気が付かず困っている。

文化・情報面でのバリア: 情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。(例) 視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤、音声のみによるアナウンス。点字・手話通訳のない講演会。分かりにくい案内や難しい言葉

- ④ 立ち話をしている人が、点状ブロックがあることに無関心で、その上にカバンを置いてしまっているため、視覚に障がいがある方が通れずに困っている。

意識上のバリア：周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリアのこと。（例）精神障がいのある人は何をするか分からないから怖いといった偏見。障がいがある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすることなど

(2) ここで取り組む視点は大きく「個人の課題」と「社会の問題」に分けられる。身体的な特徴やそれによる行動の制限は個人の課題である。「足が不自由」であることや「車椅子を使用」していることなど、個人の課題を解決することは容易ではない。しかし、段差がスロープであれば誰でもこの道を通ることができる。もしくは道の途中に適切な案内があれば、物理的環境への配慮がなくとも目的地にたどり着くことができる。このように、生活における諸課題を「社会の問題」としてとらえ、誰もが当事者意識をもって解決に向けて取り組み、すべての人が分け隔てなく暮らしていくことのできる社会を築いていくというのが共生社会の考え方である。

ワーク4について

身近な事例を挙げることで、課題解決力や当事者意識の醸成を図る。特に、現状の課題を言語化することで意識させ、取り組ませたい。ここでの注意点として、生徒の既知概念からどうしても身体や視覚、聴覚についてのアプローチが多く挙げられ、意見が偏ってしまうことが予想される。班に分けてあらかじめユニバーサルデザインのターゲットを設定しておく（知的障がいのある方への配慮等々）など、バランスよくアイデアが出るように工夫するとより活発な学習が期待できる。

また、ユニバーサルデザインは万能ではない。それが実現した時の課題についても考えさせるよう促すとより深い学びになる。

ワーク5について

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」をすることなどを通じて、「共生社会」を実現することをめざしている。

<引用文献等>

- ・「知っていますか？街の中のバリアフリーと『心のバリアフリー』」政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

<参考資料>

- ・「これからの『共生社会』を考える」 小山望、勅使河原隆行、内城喜貴 監修
一般社団法人日本共生社会推進協会 編 福村出版
- ・「今、街かどで 障がいのある人たちとのふれあい」神奈川県ウェブサイト
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f5075/index.html>
- ・「地域共生社会の実現とインクルーシブ教育システムの構築」 落合俊郎、川合紀宗 編著
あいり出版
- ・障害者差別解消法リーフレット「『合理的配慮』を知っていますか？」内閣府ウェブサイト
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo/print.pdf
- ・障害者差別解消法リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」
内閣府ウェブサイト
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html
- ・「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」内閣府ウェブサイト
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/how_to_search.html